

令和 7 年 2 月（定 例 会）

第 3 9 5 回 宮 城 県 議 会 議 案

（令和 7 年度当初予算分）

議 決 年 月 日

目 次

議第 1 号議案	令和 7 年度宮城県一般会計予算	頁 5
議第 2 号議案	令和 7 年度宮城県公債費特別会計予算	27
議第 3 号議案	令和 7 年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	31
議第 4 号議案	令和 7 年度宮城県国民健康保険特別会計予算	35
議第 5 号議案	令和 7 年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算	39
議第 6 号議案	令和 7 年度宮城県農業改良資金特別会計予算	43
議第 7 号議案	令和 7 年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	47
議第 8 号議案	令和 7 年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	51
議第 9 号議案	令和 7 年度宮城県県有林特別会計予算	55
議第10号議案	令和 7 年度宮城県土地取得特別会計予算	59
議第11号議案	令和 7 年度宮城県港湾整備事業特別会計予算	63
議第12号議案	令和 7 年度宮城県水道用水供給事業会計予算	67
議第13号議案	令和 7 年度宮城県工業用水道事業会計予算	73
議第14号議案	令和 7 年度宮城県地域整備事業会計予算	79
議第15号議案	令和 7 年度宮城県流域下水道事業会計予算	83

議第 1 号議案

令和 7 年度宮城県一般会計予算

令和 7 年度宮城県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,026,480,538 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、180,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経

費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月12日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 335,600,000
	1 県 民 税	78,635,000
	2 事 業 税	94,212,000
	3 地 方 消 費 税	90,052,000
	4 不 動 産 取 得 税	7,580,000
	5 県 た ば こ 税	2,870,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	667,000
	7 軽 油 引 取 税	22,153,000
	8 自 動 車 税	34,823,000
	9 鉱 区 税	2,000
	10 固 定 資 産 税	3,334,000
	11 狩 猟 税	8,000
	12 核 燃 料 税	505,000
	14 産 業 廃 棄 物 税	384,000

款	項	金 額
		千円
	15 宿 泊 税	375,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		127,092,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	127,092,000
3 地 方 譲 与 税		49,335,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	46,854,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,911,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	62,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	376,000
	6 森 林 環 境 譲 与 税	120,000
	7 航 空 機 燃 料 譲 与 税	12,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,079,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,079,000
5 地 方 交 付 税		159,200,000
	1 地 方 交 付 税	159,200,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		308,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	308,000

7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,739,596
	1 分 担 金	661,527
	2 負 担 金	2,078,069
8 使 用 料 及 び 手 数 料		12,297,263
	1 使 用 料	9,073,971
	2 手 数 料	2,384,534
	3 収 入 証 紙 収 入	838,758
9 国 庫 支 出 金		94,165,598
	1 国 庫 負 担 金	42,855,149
	2 国 庫 補 助 金	47,223,155
	3 委 託 金	4,087,294
10 財 産 収 入		1,684,374
	1 財 産 運 用 収 入	1,213,634
	2 財 産 売 払 収 入	470,740
11 寄 附 金		543,338
	1 寄 附 金	543,338
12 繰 入 金		51,126,855

款	項	金 額
	1 基 金 繰 入 金	千円 50,965,670
	2 特 別 会 計 繰 入 金	161,185
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		121,221,113
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	195,340
	2 県 預 金 利 子	16
	3 貸 付 金 元 利 収 入	112,305,690
	4 受 託 事 業 収 入	812,942
	5 収 益 事 業 収 入	3,600,000
	6 雑 入	4,307,125
15 県 債		70,088,400
	1 県 債	70,088,400
歳 入 合 計		1,026,480,538

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,677,465
	1 議 会 費	1,677,465
2 総 務 費		55,708,795
	1 総 務 管 理 費	20,020,714
	2 企 画 費	7,470,329
	3 徴 税 費	11,873,393
	4 市 町 村 振 興 費	1,142,760
	5 選 挙 費	2,504,662
	6 防 災 費	4,308,617
	7 統 計 調 査 費	1,737,409
	8 人 事 委 員 会 費	207,829
	9 監 査 委 員 費	255,170
	10 生 活 環 境 費	6,187,912
3 民 生 費		152,972,183
	1 社 会 福 祉 費	107,367,426

款	項	金 額
	2 児 童 福 祉 費	千円 40,378,609
	3 生 活 保 護 費	5,219,396
	4 災 害 救 助 費	6,752
4 衛 生 費		39,743,913
	1 公 衆 衛 生 費	5,389,224
	2 環 境 衛 生 費	2,537,044
	3 公 害 対 策 費	4,605,197
	4 保 健 所 費	2,207,871
	5 医 薬 費	25,004,577
5 労 働 費		8,554,579
	1 労 政 費	361,728
	2 職 業 訓 練 費	7,209,425
	3 雇 用 対 策 費	830,985
	4 労 働 委 員 会 費	152,441
6 農 林 水 産 業 費		47,258,089
	1 農 業 費	9,827,180

	2 畜 産 業 費	2,627,108
	3 農 地 費	17,697,220
	4 林 業 費	6,500,921
	5 水 産 業 費	10,605,660
7 商 工 費		130,500,687
	1 商 業 費	113,687,046
	2 工 鉱 業 費	12,483,083
	3 企 業 指 導 費	2,236,706
	4 観 光 費	2,093,852
8 土 木 費		62,282,720
	1 土 木 管 理 費	6,104,338
	2 道 路 橋 り よ う 費	26,922,488
	3 河 川 海 岸 費	17,338,059
	4 港 湾 費	4,937,266
	5 都 市 計 画 費	3,410,106
	6 住 宅 費	3,076,154
	7 空 港 費	494,309

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 58,297,490
	1 警 察 管 理 費	52,455,907
	2 警 察 活 動 費	5,841,583
10 教 育 費		186,446,243
	1 教 育 総 務 費	22,876,274
	2 小 学 校 費	37,348,019
	3 中 学 校 費	23,811,813
	4 高 等 学 校 費	50,888,095
	6 大 学 費	3,186,873
	7 特 別 支 援 学 校 費	21,589,441
	8 私 立 学 校 費	18,334,991
	9 社 会 教 育 費	5,634,052
	10 保 健 体 育 費	2,776,685
11 災 害 復 旧 費		5,385,898
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,127,752
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,258,146

12 公 債 費		104,933,426
	1 公 債 費	104,933,426
13 諸 支 出 金		171,719,050
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	87,865,000
	3 利 子 割 交 付 金	186,000
	4 配 当 割 交 付 金	1,905,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,543,000
	6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	249,000
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	6,400,000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	64,383,000
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	468,000
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	50
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	1,420,000
	13 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,300,000
14 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		1,026,480,538

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合研修センター空調設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	千円 172,000
東京職員宿舍取得	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	1,000,000
文書管理システム開発等業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和14年 3 月	314,000
地方債共同発行連帯債務保証（都道府県・政令指定都市共同発行市場公募）	自 令和 7 年 4 月 至 令和18年 3 月	元金 1 兆 1,860 億円及びこれに対する 利子相当額
合同庁舎電気設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	160,000
合同庁舎空調設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	300,000
航空機救助機器購入	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	80,000
宮城県土地開発公社事業資金債務保証	自 令和 7 年 4 月 至 令和17年 3 月	事業資金 6,100 万円に係る債務
職員認証・情報共有システム開発等業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和14年 3 月	881,000
クラウド型オフィスツール導入支援業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	27,000
情報セキュリティポリシー策定基礎調査業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	19,000
総合運動公園電気設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	211,000
総合運動公園サッカー場管理設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	148,000
総合運動公園総合プール管理設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	295,000

地球温暖化対策地方公共団体実行計画等策定基礎調査業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	2,000
県民会館・NPOプラザ複合施設建設工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和11年 3 月	50,523,000
県民会館・NPOプラザ複合施設周辺道路実施設計	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	8,000
東北大学地域枠医学生修学資金貸付金	自 令和 7 年 4 月 至 令和13年 3 月	42,000
旧高等看護学校校舎等解体工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	117,000
健康増進普及啓発業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	18,000
薬学生修学資金貸付金	自 令和 7 年 4 月 至 令和13年 3 月	14,000
中小企業者設備復旧等資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和12年 3 月	62,000
宮城県信用保証協会環境安全管理対策資金債務保証に伴う損失補償	自 令和 7 年 4 月 至 令和17年 3 月	1,000
宮城県信用保証協会中小企業経営安定資金債務保証に伴う損失補償	自 令和 7 年 4 月 至 令和25年 3 月	531,000
宮城県信用保証協会中小企業産業振興資金債務保証に伴う損失補償	自 令和 7 年 4 月 至 令和25年 3 月	142,000
宮城県信用保証協会小口事業資金債務保証に伴う損失補償	自 令和 7 年 4 月 至 令和17年 3 月	77,000
離職者等再就職訓練業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和11年 3 月	551,000
県立高等技術専門校校舎建設工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	6,613,000
県立高等技術専門校校舎等解体工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	693,000
県立高等技術専門校訓練機器購入	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	793,000

事 項	期 間	限 度 額
事業復興型雇用創出補助金	自 令和 7 年 4 月 至 令和11年 3 月	千円 201,000
農業集落排水整備推進交付金	自 令和 7 年 4 月 至 令和16年 3 月	4,221
農業近代化資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和28年 3 月	103,392
農業経営負担軽減支援資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和26年 3 月	10,503
みやぎ農業振興公社農用地売買事業資金損失補償	自 令和 7 年 4 月 至 令和19年 3 月	245,000
みやぎ農業振興公社農地中間管理事業資金損失補償	自 令和 7 年 4 月 至 令和19年 3 月	25,000
養豚特別支援資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和23年 3 月	510
大家畜特別支援資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和33年 3 月	1,246
畜産経営体質強化支援資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和33年 3 月	6,208
家畜疾病経営維持資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和15年 3 月	11,668
仙台家畜保健衛生所事務・検査棟等解体工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	50,000
仙台家畜保健衛生所解剖棟改築工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	282,000
用水対策工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	400,000
保野川ダム管理設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	230,000
栗駒ダム管理設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	213,000

金谷揚水機場機械設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	435, 000
横須賀排水機場機械設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	40, 000
阿久戸第 2 排水機場機械設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	387, 000
農用地区画整理工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	170, 000
阿武隈大堰工事費負担金	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	56, 610
漁業近代化資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和31年 3 月	135, 633
漁業経営維持安定資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和27年 3 月	129, 110
青年漁業者等支援資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和14年 3 月	8, 000
漁業経営高度化促進支援資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和20年 3 月	49, 758
漁業経営サポート資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和19年 3 月	21, 017
水産加工原魚購入資金債務保証に伴う損失補償	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	8, 400
漁港高潮対策工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	100, 000
農林業経営サポート資金利子補給	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	500
森林管理道整備事業費補助金	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	21, 000
宮城県道路公社有料道路事業資金債務保証	自 令和 7 年 4 月 至 令和18年 3 月	事業資金 3 億 7, 600 万円に係る債務
小野大橋橋りょう耐震補強工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	100, 000

事 項	期 間	限 度 額
品井沼大橋補修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	千円 250,000
粕川大橋補修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	65,000
遠田橋補修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	180,000
涌谷大橋補修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	120,000
天神橋補修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	170,000
登米大橋補修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	130,000
千貫橋補修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	110,000
国道398号道路改良工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	270,000
築館登米線道路改良工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	50,000
女川牡鹿線道路改良工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	1,000,000
仙台三本木線道路改良工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	300,000
七北田ダム通信設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	245,000
宮床ダム取水放流設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	136,000
皿貝川河川改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	150,000
荒川河川改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	150,000

雉子尾川河川改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	300,000
蕪栗沼遊水地管理設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	200,000
高倉川水門改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	200,000
要害の 1 急傾斜地崩壊対策工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	200,000
畑向山急傾斜地崩壊対策工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	200,000
山の寺の 1 急傾斜地崩壊対策工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	900,000
松川流路工工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	1,100,000
芦早砂防えん堤改築工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	150,000
畑向沢砂防えん堤工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	300,000
八幡沢砂防えん堤工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	200,000
荻浜沢砂防えん堤工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	150,000
浦の沢砂防えん堤工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	200,000
本砂金沢 1 砂防えん堤工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	600,000
町裏沢砂防えん堤工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	420,000
河川等災害復旧工事（6 年災）	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	400,000
稲葉小泉線街路工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	400,000

事 項	期 間	限 度 額
北四番丁大衡線街路工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	千円 100,000
小池石生線街路工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	970,000
仙台港多賀城地区緩衝緑地整備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	50,000
財務会計システム改修業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	70,000
委員会会議録反訳業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	2,000
みやぎ県議会だより新聞掲載業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	5,000
航空機通信設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	218,000
警察庁舎管理設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	248,000
岩沼警察署仮設庁舎解体等工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	452,000
岩沼警察署太陽光発電設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	44,000
角田警察署電気設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	116,000
栗原警察署築館交番建設工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	58,000
仙台市北部警察待機宿舎電気設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	51,000
県運転免許センター管理設備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	271,000
仙南運転免許センター電気設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	51,000

放置駐車管理システム改修業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	43,000
仙台第二高等学校仮設校舎賃借	自 令和 7 年 4 月 至 令和11年 3 月	1,998,000
宮城広瀬高等学校法面改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	267,000
宮城広瀬高等学校仮設校舎賃借	自 令和 7 年 4 月 至 令和13年 3 月	1,613,000
石巻工業高等学校空調設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	105,000
佐沼高等学校グラウンド整備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	180,000
築館高等学校第一グラウンド整備工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	365,000
東松島高等学校校舎改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	1,129,000
田尻さくら高等学校校舎改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	847,000
柴田農林高等学校校舎等解体工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	491,000
松島高等学校校舎等改築工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	5,070,000
黒川高等学校空調設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	97,000
小牛田農林高等学校屋内運動場改築工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	261,000
名取支援学校衛生設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	139,000
古川支援学校校舎改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	492,000
古川支援学校外構工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	184,000

事 項	期 間	限 度 額
古川支援学校仮設校舎賃借	自 令和 7 年 4 月 至 令和10年 3 月	千円 531,000
陸奥国仙台領元禄国絵図関係資料保存修復業務委託	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	9,000
志津川自然の家電気設備改修工事	自 令和 7 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	84,000

第3表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	千円 4,548,800	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、 額面100円につき95円以上とする （他の地方公共団体との共同 発行を含む。）。 ただし、発行価格が額面金額 を下回るときは、それぞれの発 行価格差減額を埋めるため必要 な金額をそれぞれの限度額に加 算した金額を限度額とする。 2 翌年度へ繰越起債することが できる。	年 5.0 パーセント以内	1 30年以内償還（据置期間を含 む。）。ただし、借入先の融通条 件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限 の短縮、繰上償還又は低利借換 えをすることができる。
民生債	1,678,400			
衛生債	2,043,200			
労働債	3,807,400			
農林水産業債	6,140,900			
商工債	400,000			
土木債	23,539,200			
国直轄事業債	9,256,000			
警察債	4,407,400			
教育債	12,771,700			
災害復旧債	1,495,400			
計	70,088,400			

議第 2 号議案

令和 7 年度宮城県公債費特別会計予算

令和 7 年度宮城県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 247,998,893 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月12日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 159,598,893
	1 一般会計繰入金	101,194,863
	2 特別会計繰入金	2,287,903
	3 基金繰入金	56,116,127
4 県債		88,400,000
	1 県債	88,400,000
歳入合計		247,998,893

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 247,998,893
	1 公 債 費	247,998,893
歳 出 合 計		247,998,893

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	千円 88,400,000	証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、 額面100円につき95円以上とする (他の地方公共団体との共同発行 を含む)。 ただし、発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれの発行価 格差減額を埋めるため必要な金額 をそれぞれの限度額に加算した金 額を限度額とする。	年 5.0 パー セント以内	1 25年以内償還(据置期間を含 む)。ただし、借入先の融通条 件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限 の短縮、繰上償還又は低利借換 えをすることができる。
計	88,400,000			

議第 3 号議案

令和 7 年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,067 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,538
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,538
2 繰 越 金		35,261
	1 繰 越 金	35,261
3 諸 収 入		35,268
	1 県 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	34,901
	3 雑 入	366
歳 入 合 計		72,067

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 72,067
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	72,067
歳 出 合 計		72,067

議第 4 号議案

令和 7 年度宮城県国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度宮城県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 197,044,732 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月12日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 55,833,555
	1 負 担 金	55,833,555
2 国 庫 支 出 金		53,123,810
	1 国 庫 負 担 金	35,592,591
	2 国 庫 補 助 金	17,531,219
3 財 産 収 入		12,746
	1 財 産 運 用 収 入	12,746
4 繰 入 金		11,238,814
	2 一 般 会 計 繰 入 金	11,238,814
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		76,835,806
	4 受 託 事 業 収 入	13,514
	5 雑 入	76,822,292

歳 入 合 計		197,044,732

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 197,044,732
	1 社 会 福 祉 費	197,044,732
歳 出 合 計		197,044,732

議第 5 号議案

令和 7 年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算

令和 7 年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,005,689 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月12日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

第1表 歳入歳出予算

歲入

款	項	金 額
3 繰越金		千円 132,273
	1 繰越金	132,273
4 諸収入		2,754,916
	2 貸付金元利収入	2,754,916
5 県債		118,500
	1 県債	118,500
歳入合計		3,005,689

歲 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 250,773
	1 商 工 費	250,773
2 公 債 費		2,754,916
	1 公 債 費	2,754,916
歲 出 合 計		3,005,689

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	千円 118,500	証 書 借 入	年 4.1 パーセント以内	借入先の融通条件による。ただし、県財政の都合により償還年限の短縮又は繰上償還をすることができる。
計	118,500			

議第 6 号議案

令和 7 年度宮城県農業改良資金特別会計予算

令和 7 年度宮城県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,520 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日 提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

歳入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 157
	1 一 般 会 計 繰 入 金	157
3 繰 越 金		27,363
	1 繰 越 金	27,363
歳 入 合 計		27,520

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 27,520
	1 農 業 費	27,520
歳 出 合 計		27,520

議第 7 号議案

令和 7 年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 7 年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 151,222 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

歳入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 1,222
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,222
3 繰 越 金		150,000
	1 繰 越 金	150,000
歳 入 合 計		151,222

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 151,222
	1 水 産 業 費	151,222
歳 出 合 計		151,222

議第 8 号議案

令和 7 年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 7 年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102,182 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

歳入

款	項	金 額
3 繰 越 金		千円 86,442
	1 繰 越 金	86,442
4 諸 収 入		15,740
	2 貸 付 金 元 金 収 入	15,740
歳 入 合 計		102,182

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 102,182
	1 林 業 費	102,182
歳 出 合 計		102,182

議第 9 号議案

令和 7 年度宮城県県有林特別会計予算

令和 7 年度宮城県県有林特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 358,003 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
2 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 11,188
	1 使 用 料	11,188
4 財 産 収 入		118,955
	1 財 産 運 用 収 入	619
	2 財 産 売 払 収 入	118,336
5 繰 入 金		227,403
	1 基 金 繰 入 金	72,973
	2 一 般 会 計 繰 入 金	154,430
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		456
	2 雑 入	456
歳 入 合 計		358,003

歲 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		千円 159,435
	1 林 業 費	159,435
2 公 債 費		198,568
	1 公 債 費	198,568
歲 出 合 計		358,003

議第10号議案

令和7年度宮城県土地取得特別会計予算

令和7年度宮城県土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月12日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

歲入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		14,004
	1 財 産 運 用 収 入	14,004
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		14,005

議第11号議案

令和7年度宮城県港湾整備事業特別会計予算

令和7年度宮城県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,070,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和7年2月12日提出

宮城県知事 村井 嘉 浩

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 1,282,854
	1 使 用 料	1,282,854
3 繰 入 金		558,617
	1 一 般 会 計 繰 入 金	558,617
5 諸 収 入		54,795
	2 貸 付 金 元 利 収 入	16,637
	3 雑 入	38,158
6 県 債		1,174,500
	1 県 債	1,174,500
歳 入 合 計		3,070,766

歲 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		千円 136
	1 漁 港 費	136
2 土 木 費		981,295
	1 港 湾 費	981,295
3 公 債 費		2,089,335
	1 公 債 費	2,089,335
歲 出 合 計		3,070,766

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 債	千円 1,174,500	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、 額面100円につき95円以上とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年 5.0 パーセント以内	1 30年以内償還（据置期間を含む。）。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。
計	1,174,500			

議第12号議案

令和7年度宮城県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度宮城県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 営業の予定量

(1) 大崎広域水道

イ 給水市町村数	3市6町1村
ロ 年間総給水量	21,293,760 立方メートル
ハ 一日平均給水量	58,339 立方メートル

(2) 仙南・仙塩広域水道

イ 給水市町村数	8市9町
ロ 年間総給水量	70,773,360 立方メートル
ハ 一日平均給水量	193,900 立方メートル

2 工事の予定量

(1) 大崎広域水道建設工事

(2) 仙南・仙塩広域水道建設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 大崎広域水道事業収益	1,858,467 千円
第1項 営 業 収 益	1,641,159 千円
第2項 営 業 外 収 益	217,308 千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業収益	8,962,895 千円
第1項 営 業 収 益	7,631,782 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,077,880 千円
第3項 特 別 利 益	253,233 千円
合 計	10,821,362 千円

支 出

第1款 大崎広域水道事業費用	2,353,598 千円
第1項 営 業 費 用	2,239,643 千円
第2項 営 業 外 費 用	112,455 千円
第4項 予 備 費	1,500 千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業費用	8,603,498 千円
第1項 営 業 費 用	7,605,343 千円

第2項	営	業	外	費	用	738,922 千円
第3項	特	別	損	失		253,233 千円
第4項	予	備	費			6,000 千円
	合		計			10,957,096 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,697,470千円は、過年度分損益勘定留保資金3,697,470千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	大崎広域水道事業資本的収入	101,266 千円
第2項	国庫補助金	50,666 千円
第3項	出資金	50,600 千円
第2款	仙南・仙塩広域水道事業資本的収入	205,300 千円
第3項	出資金	205,300 千円
	合 計	306,566 千円

支 出

第1款	大崎広域水道事業資本的支出	823,606 千円
第1項	建設改良費	508,180 千円
第2項	企業債償還金	315,426 千円

第 2 款 仙南・仙塩広域水道事業資本的支出	3,180,430 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,363,398 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,817,032 千円
合 計	4,004,036 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
大崎広域水道工事	令和 7 年 4 月から 令和 9 年 3 月まで	170,000 千円
仙南・仙塩広域水道工事	令和 7 年 4 月から 令和 9 年 3 月まで	85,000 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 521,388 千円

(2) 交 際 費 154 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

仙南・仙塩広域水道事業営業費補助 898 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,000 千円と定める。

令和7年2月12日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第13号議案

令和7年度宮城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度宮城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 営業の予定量

(1) 仙塩工業用水道

イ	給水事業所数	42 社
ロ	年間総給水量	9,984,300 立方メートル
ハ	一日平均給水量	27,354 立方メートル

(2) 仙台圏工業用水道

イ	給水事業所数	16 社
ロ	年間総給水量	16,364,650 立方メートル
ハ	一日平均給水量	44,835 立方メートル

(3) 仙台北部工業用水道

イ	給水事業所数	16 社
ロ	年間総給水量	7,278,850 立方メートル

ハ 一日平均給水量 19,942 立方メートル

2 工事の予定量

- (1) 仙塩工業用水道建設工事
- (2) 仙台圏工業用水道建設工事
- (3) 仙台北部工業用水道建設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 仙塩工業用水道事業収益	486,218 千円
第1項 営 業 収 益	338,281 千円
第2項 営 業 外 収 益	147,937 千円
第2款 仙台圏工業用水道事業収益	434,749 千円
第1項 営 業 収 益	382,374 千円
第2項 営 業 外 収 益	52,375 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業収益	521,568 千円
第1項 営 業 収 益	421,530 千円
第2項 営 業 外 収 益	100,038 千円
合 計	1,442,535 千円

支 出

第1款 仙塩工業用水道事業費用	631,779 千円
第1項 営業費用	600,309 千円
第2項 営業外費用	30,970 千円
第4項 予備費	500 千円
第2款 仙台圏工業用水道事業費用	366,710 千円
第1項 営業費用	352,020 千円
第2項 営業外費用	14,190 千円
第4項 予備費	500 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業費用	819,125 千円
第1項 営業費用	810,432 千円
第2項 営業外費用	8,393 千円
第4項 予備費	300 千円
合 計	1,817,614 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 894,348 千円は、減債積立金取崩額 29,058 千円、過年度分損益勘定留保資金 842,335 千円及び当年度分損益勘定留保資金 22,955 千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 仙塩工業用水道事業資本的收入	323,500 千円
第1項 企 業 債	323,500 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業資本的收入	76,043 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	76,043 千円
合 計	399,543 千円

支 出

第1款 仙塩工業用水道事業資本的支出	648,061 千円
第1項 建 設 改 良 費	483,070 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	110,092 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	54,899 千円
第2款 仙台圏工業用水道事業資本的支出	327,869 千円
第1項 建 設 改 良 費	271,598 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	29,058 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	27,213 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業資本的支出	317,961 千円
第1項 建 設 改 良 費	183,384 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	134,577 千円

合

計

1, 293, 891 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業債	323, 500 千円	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年 5.0 パーセント以内	1 35 年以内償還 (据置期間を含む。) ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用から

の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 93,313 千円

(2) 交 際 費 66 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

仙台北部工業用水道事業建設改良費補助 76,043 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,000 千円と定める。

令和7年2月12日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第14号議案

令和7年度宮城県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度宮城県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 仙台港国際ビジネスサポートセンター運営事業
- 2 貸付事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域整備事業収益	630,241 千円
第1項 営業収益	622,780 千円
第2項 営業外収益	7,461 千円

支 出

第1款 地域整備事業費用	437,255 千円
第1項 営業費用	427,800 千円
第2項 営業外費用	9,455 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域整備事業資本的収入 2,400,000 千円

第8項 貸付金返還金 1,400,000 千円

第9項 投資有価証券償還金 1,000,000 千円

支 出

第1款 地域整備事業資本的支出 1,754,882 千円

第1項 建設改良費 54,882 千円

第3項 貸付金 1,400,000 千円

第6項 投資有価証券 300,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 66,581 千円

(2) 交 際 費 22 千円

令和7年2月12日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第15号議案

令和7年度宮城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度宮城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 営業の予定量

(1) 仙塩流域下水道

イ	流域関連市町数	3市2町
ロ	年間総処理水量	40,726,000 立方メートル
ハ	一日平均処理水量	111,578 立方メートル

(2) 阿武隈川下流流域下水道

イ	流域関連市町数	5市6町
ロ	年間総処理水量	34,346,000 立方メートル
ハ	一日平均処理水量	94,099 立方メートル

(3) 鳴瀬川流域下水道

イ	流域関連市町数	1市1町
ロ	年間総処理水量	2,583,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 7,077 立方メートル

(4) 吉田川流域下水道

イ 流域関連市町村数 1 市 2 町 1 村

ロ 年間総処理水量 11,305,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 30,973 立方メートル

(5) 北上川下流流域下水道

イ 流域関連市数 2 市

ロ 年間総処理水量 7,794,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 21,353 立方メートル

(6) 北上川下流東部流域下水道

イ 流域関連市町数 1 市 1 町

ロ 年間総処理水量 4,588,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 12,570 立方メートル

(7) 迫川流域下水道

イ 流域関連市数 2 市

ロ 年間総処理水量 2,654,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 7,271 立方メートル

2 工事の予定量

- (1) 仙塩流域下水道建設工事
- (2) 阿武隈川下流流域下水道建設工事
- (3) 鳴瀬川流域下水道建設工事
- (4) 吉田川流域下水道建設工事
- (5) 北上川下流流域下水道建設工事
- (6) 北上川下流東部流域下水道建設工事
- (7) 迫川流域下水道建設工事

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 仙塩流域下水道事業収益	2,187,568 千円
第1項 営業収益	146,799 千円
第2項 営業外収益	1,967,212 千円
第3項 特別利益	73,557 千円
第2款 阿武隈川下流流域下水道事業収益	2,806,220 千円
第1項 営業収益	169,239 千円
第2項 営業外収益	2,566,048 千円
第3項 特別利益	70,933 千円

第3款 鳴瀬川流域下水道事業収益	372,649 千円
第1項 営 業 収 益	33,489 千円
第2項 営 業 外 収 益	306,434 千円
第3項 特 別 利 益	32,726 千円
第4款 吉田川流域下水道事業収益	646,835 千円
第1項 営 業 収 益	93,726 千円
第2項 営 業 外 収 益	553,109 千円
第5款 北上川下流流域下水道事業収益	1,530,838 千円
第1項 営 業 収 益	694,445 千円
第2項 営 業 外 収 益	763,869 千円
第3項 特 別 利 益	72,524 千円
第6款 北上川下流東部流域下水道事業収益	1,767,170 千円
第1項 営 業 収 益	675,261 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,036,079 千円
第3項 特 別 利 益	55,830 千円
第7款 迫川流域下水道事業収益	1,183,189 千円
第1項 営 業 収 益	365,800 千円
第2項 営 業 外 収 益	784,180 千円

第3項	特	別	利	益	33,209 千円
	合		計		10,494,469 千円
	支	出			
第1款	仙	塩	流	域	下
	水	道	事	業	費
	用				2,222,349 千円
第1項	営	業	費	用	2,010,405 千円
第2項	営	業	外	費	用
					107,987 千円
第3項	特	別	損	失	97,957 千円
第4項	予	備	費		6,000 千円
第2款	阿	武	隈	川	下
	流	域	下	水	道
	事	業	費	用	2,992,782 千円
第1項	営	業	費	用	2,793,757 千円
第2項	営	業	外	費	用
					98,592 千円
第3項	特	別	損	失	94,433 千円
第4項	予	備	費		6,000 千円
第3款	鳴	瀬	川	流	域
	下	水	道	事	業
	費	用			374,900 千円
第1項	営	業	費	用	317,207 千円
第2項	営	業	外	費	用
					16,767 千円
第3項	特	別	損	失	34,926 千円
第4項	予	備	費		6,000 千円

第4款 吉田川流域下水道事業費用	658,035 千円
第1項 営業費用	611,900 千円
第2項 営業外費用	40,135 千円
第4項 予備費	6,000 千円
第5款 北上川下流流域下水道事業費用	1,558,749 千円
第1項 営業費用	1,394,205 千円
第2項 営業外費用	61,920 千円
第3項 特別損失	96,624 千円
第4項 予備費	6,000 千円
第6款 北上川下流東部流域下水道事業費用	1,737,983 千円
第1項 営業費用	1,581,471 千円
第2項 営業外費用	76,182 千円
第3項 特別損失	74,330 千円
第4項 予備費	6,000 千円
第7款 迫川流域下水道事業費用	1,179,165 千円
第1項 営業費用	1,076,659 千円
第2項 営業外費用	52,397 千円
第3項 特別損失	44,109 千円

第4項 予備費	6,000 千円
合 計	10,723,963 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,138,828千円は、減債積立金取崩額757,439千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,518千円及び過年度分損益勘定留保資金335,871千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 仙塩流域下水道事業資本的収入	3,744,219 千円
第1項 企業債	775,800 千円
第2項 国庫補助金	2,092,293 千円
第4項 他会計からの長期借入金	189,300 千円
第5項 工事負担金	686,712 千円
第7項 他会計補助金	114 千円
第2款 阿武隈川下流流域下水道事業資本的収入	2,727,438 千円
第1項 企業債	664,600 千円
第2項 国庫補助金	1,362,459 千円
第4項 他会計からの長期借入金	166,900 千円
第5項 工事負担金	533,339 千円

第7項 他 会 計 補 助 金	140 千円
第3款 鳴瀬川流域下水道事業資本的收入	636,221 千円
第1項 企 業 債	84,700 千円
第2項 国 庫 補 助 金	228,068 千円
第4項 他 会 計 か ら の 長 期 借 入 金	217,100 千円
第5項 工 事 負 担 金	106,274 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	79 千円
第4款 吉田川流域下水道事業資本的收入	1,345,140 千円
第1項 企 業 債	236,200 千円
第2項 国 庫 補 助 金	698,271 千円
第4項 他 会 計 か ら の 長 期 借 入 金	197,600 千円
第5項 工 事 負 担 金	212,934 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	135 千円
第5款 北上川下流流域下水道事業資本的收入	839,767 千円
第1項 企 業 債	202,200 千円
第2項 国 庫 補 助 金	335,846 千円
第4項 他 会 計 か ら の 長 期 借 入 金	186,500 千円
第5項 工 事 負 担 金	115,060 千円

第7項 他 会 計 補 助 金	161 千円
第6款 北上川下流東部流域下水道事業資本的收入	837,393 千円
第1項 企 業 債	244,100 千円
第2項 国 庫 補 助 金	223,264 千円
第4項 他 会 計 か ら の 長 期 借 入 金	256,100 千円
第5項 工 事 負 担 金	113,764 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	165 千円
第7款 迫川流域下水道事業資本的收入	577,086 千円
第1項 企 業 債	110,500 千円
第2項 国 庫 補 助 金	189,707 千円
第4項 他 会 計 か ら の 長 期 借 入 金	186,500 千円
第5項 工 事 負 担 金	90,238 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	141 千円
合 計	10,707,264 千円
支 出	
第1款 仙塩流域下水道事業資本的支出	3,965,108 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,469,687 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	295,421 千円

第 5 項 他会計からの長期借入金償還金	200,000 千円
第 2 款 阿武隈川下流流域下水道事業資本的支出	2,934,725 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,432,482 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	302,243 千円
第 5 項 他会計からの長期借入金償還金	200,000 千円
第 3 款 鳴瀬川流域下水道事業資本的支出	667,395 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	414,474 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	52,921 千円
第 5 項 他会計からの長期借入金償還金	200,000 千円
第 4 款 吉田川流域下水道事業資本的支出	1,427,015 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,125,241 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	101,774 千円
第 5 項 他会計からの長期借入金償還金	200,000 千円
第 5 款 北上川下流流域下水道事業資本的支出	1,029,216 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	568,692 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	260,524 千円
第 5 項 他会計からの長期借入金償還金	200,000 千円
第 6 款 北上川下流東部流域下水道事業資本的支出	990,952 千円

第1項 建設改良費	453,182 千円
第2項 企業債償還金	337,770 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	200,000 千円
第7款 迫川流域下水道事業資本的支出	831,681 千円
第1項 建設改良費	372,331 千円
第2項 企業債償還金	259,350 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	200,000 千円
合 計	11,846,092 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
北上川下流流域下水道工事	令和7年4月から 令和9年3月まで	232,000 千円
北上川下流東部流域下水道工事	令和7年4月から 令和9年3月まで	410,000 千円
迫川流域下水道工事	令和7年4月から 令和9年3月まで	361,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	2,318,100 千円	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年 5.0 パーセント以内	1 35 年以内償還（据置期間を含む。）。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経

費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 401,783 千円

(2) 交 際 費 154 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 仙 塩 流 域 下 水 道 事 業 営 業 費 補 助 260,703 千円

(2) 仙 塩 流 域 下 水 道 事 業 建 設 改 良 費 補 助 114 千円

(3) 阿武隈川下流流域下水道事業営業費補助 285,598 千円

(4) 阿武隈川下流流域下水道事業建設改良費補助 140 千円

(5) 鳴瀬川流域下水道事業営業費補助 55,730 千円

(6) 鳴瀬川流域下水道事業建設改良費補助 79 千円

(7) 吉田川流域下水道事業営業費補助 86,396 千円

(8) 吉田川流域下水道事業建設改良費補助 135 千円

(9) 北上川下流流域下水道事業営業費補助 271,200 千円

(10) 北上川下流流域下水道事業建設改良費補助 161 千円

(11) 北上川下流東部流域下水道事業営業費補助 345,965 千円

(12) 北上川下流東部流域下水道事業建設改良費補助 165 千円

(13) 迫 川 流 域 下 水 道 事 業 営 業 費 補 助 283,710 千円

(14) 迫川流域下水道事業建設改良費補助	141 千円
合 計	1,590,237 千円

令和 7 年 2 月 12 日 提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

